

# 福岡県公報

平成17年11月2日  
第2456号

## 目次

### 告示(第2063号-第2098号)

|  |         |   |
|--|---------|---|
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 4 |
| ○公共測量の終了                                 | (土木管理課) | 4 |
| ○公共測量の実施                                 | (土木管理課) | 4 |
| ○漁業損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事<br>前届出 | (漁政課)   | 4 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等                  | (治山課)   | 5 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等                  | (治山課)   | 5 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等                  | (治山課)   | 5 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等                  | (治山課)   | 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了                           | (都市計画課) | 6 |

|                         |         |    |
|-------------------------|---------|----|
| ○開発行為に関する工事の完了          | (都市計画課) | 6  |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請    | (生活文化課) | 6  |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請       | (生活文化課) | 6  |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請       | (生活文化課) | 7  |
| ○市の町の区域の変更              | (地方課)   | 7  |
| ○市の町の区域及び名称の変更          | (地方課)   | 8  |
| ○市の字の区域及び名称の変更          | (地方課)   | 11 |
| ○市の字の区域及び名称の変更          | (地方課)   | 14 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)   | 17 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)   | 17 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)   | 17 |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 | (治山課)   | 17 |
| ○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 | (治山課)   | 18 |
| ○土地改良事業の認可              | (農地計画課) | 18 |
| ○貸金業者の登録の取消し            | (経営金融課) | 18 |
| ○自転車歩行者専用道路の指定          | (道路維持課) | 18 |

### 公告

|                  |           |    |
|------------------|-----------|----|
| ○福岡県都市計画審議会の開催   | (都市計画課)   | 19 |
| ○都市計画の案に係る公聴会の開催 | (都市計画課)   | 19 |
| ○一般競争入札の実施       | (警察本部会計課) | 20 |
| ○一般競争入札の実施       | (警察本部会計課) | 23 |
| ○落札者等の公示         | (警察本部会計課) | 27 |

### 正誤

|  |  |    |
|--|--|----|
| ○開発行為に関する工事の完了(平成17年10月福岡県告示第1906号)<br>中正誤   |  | 28 |
| ○肥料取締法に基づく肥料の登録(平成17年10月福岡県告示第1997号)<br>)中正誤 |  | 28 |

## 告示

**福岡県告示第2063号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑後市大字長浜字下八ノ久保528-2、528-4から528-6まで、531-2、531-5及び531-6、536-1、537-3及び537-4、並びに字上八ノ久保565-2から565-18まで、568-4から568-11まで、569-2、569-3、588-1から588-9まで、592-14まで、595-1及び595-3から595-13まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の全部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
八女郡広川町大字新代1389番地585  
フジホーム株式会社 代表取締役 大藤 義裕

**福岡県告示第2064号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字芥屋字芥屋1221-3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糸島郡志摩町大字芥屋1087番地の1  
吉井 公昭

**福岡県告示第2065号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字芥屋字大坪3136番、3137番及び3139番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市早良区祖原25-25-101  
谷村 正

**福岡県告示第2066号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市上西郷ワキ491番1及び491番2まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福津市2642  
有限会社 福岡メディカルサービス 代表取締役 津留 ミネ

**福岡県告示第2067号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市三沢字馬渡2119番3、2119番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
久留米市合川町31-8  
蒲生 孝之

**福岡県告示第2068号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市稲吉字若宮1312番16
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市大崎34番地  
松尾 美代子

**福岡県告示第2069号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
遠賀郡芦屋町大字山鹿字浜口808番5、836番1、836番2、837番1及び837番4から837番6まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉北区西港町89番12  
株式会社 最上 代表取締役 最上 寛一

**福岡県告示第2070号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫郡那珂川町大字上梶原字大坪258番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫郡那珂川町251番地  
後藤 浩二

**福岡県告示第2071号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市武蔵2丁目246番2、246番4、246番6、247番4及び247番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫野市武蔵2丁目12番12  
大野 博

**福岡県告示第2072号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
三池郡高田町大字濃施字向田60番1及び60番3から60番7まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
三池郡高田町大字昭和開193番地  
只隈 和人 横田 知子

**福岡県告示第2073号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

山田市大字上山田字柿ノ木381番45の一部、381番48、381番49、384番54から381番58まで、400番2から400番4まで、401番3、401番4、402番2、402番9、402番10、402番13、402番36から402番42まで、402番44から402番49まで、410番3、410番5、410番8から410番11まで、411番2、411番3、422番2、422番6から422番8まで、422番14、422番16から422番21まで、427番11、427番34から427番37まで、1337番17及び1337番21

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

山田市大字上山田392番地

山田市長 松岡 賛

福岡県告示第2074号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市杉塚2丁目136番1、136番7、136番8、965番1及び965番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市杉塚2丁目5番10号

萩尾 健児

福岡県告示第2075号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（道路台帳）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域     | 終了年月日      |
|----------|------------|
| 北九州市小倉南区 | 平成17年10月7日 |

福岡県告示第2076号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域    | 実施期間                           |
|---------|--------------------------------|
| 北九州市門司区 | 平成17年10月19日から<br>平成17年11月30日まで |

福岡県告示第2077号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成17年11月2日から同年11月16日までの間縦覧に供する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

| 発起人の住所及び氏名  |         | 加入区 | 法第113条第1項の申出をする<br>漁業協同組合の名称 |
|-------------|---------|-----|------------------------------|
| 住 所         | 氏 名     |     |                              |
| 柳川市南浜武362-2 | 荒 卷 弘 吉 | 浜武  | 浜武漁業協同組合                     |
| 柳川市南浜武211-1 | 梶 島 雍 裕 |     |                              |
| 柳川市南浜武329   | 松 本 隆 憲 |     |                              |

**福岡県告示第2078号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年7月17日農林水産省告示第1034号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第2079号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年7月26日農林水産省告示第1136号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第2080号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年8月18日農林水産省告示第1396号（2に係るものに限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第2081号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2

の規定により次のように告示する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和57年12月21日農林水産省告示第2092号（3に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 福岡県告示第2082号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
中間市長津三丁目872-1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中間市岩瀬一丁目13番13号  
白橋 宏

---

#### 福岡県告示第2083号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡宮田町大字上大隈字上ノ原687-24から687-28まで及び705-3から705-24まで並びに字二反田676-2、676-7から676-11まで及び677-5から677-7まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

鞍手郡宮田町大字宮田3673番地の3

株式会社双一開発 取締役社長 島本 昌典

---

#### 福岡県告示第2084号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成17年10月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人静和会
- (2) 代表者の氏名  
和田 正博
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県飯塚市大字大日寺414番地の119
- (4) 定款に記載された目的

この法人は高齢者及び障害者とその家族に対して相談及び介護に関する事業を行い、高齢者や障害者が安心して生活ができ、社会参加ができるような福祉の増進に寄与することを目的とする。

---

#### 福岡県告示第2085号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年10月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人古賀市文化協会

(2) 代表者の氏名

矢野 順治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県古賀市中央二丁目13番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に生活するすべての人々に対して、芸術祭や文化祭などの文化事業開催や出前講座等、多様な文化サービスを提供する事業を行い、地域における芸術文化の振興及び人々が心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第2086号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年10月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人シニアネット北九州

(2) 代表者の氏名

田鍋 晴久

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号AIMビル7F

(4) 定款に記載された目的

本会は、不特定かつ多数の一般市民に対して、北九州の恵まれた自然（資源）とシニア世代を中心にした経験豊かな人材を活かして、健康で心豊かな生活を営む上での、全ての環境を提示することを目指す。このため、「もったいない」をキーワードにした市民参画型の協働に取組み、情報化社会の格差を解消し、必要な情報の受発信やコミュニケーションの拡大と、自然に親しみ環境保全の意欲を持つ市民の形成に係る事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第2087号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を小倉南区上葛原二丁目編入する。

| 区                           | 町       | 地番  |
|-----------------------------|---------|---|
| 小倉南区                        | 上葛原一丁目  | 2509の2の一部、2509の4の一部、2662の1の一部、2664の2の一部、2667の2の一部、2667の4の一部、2672の2の一部、2673の2の一部、2673の3の一部、2741の2の一部、2743の5の一部、2744の2の一部、2745の2の一部 |
|                             | 葛原元町三丁目 | 2481の2の一部、2481の4、2482の一部、2484の1の一部、2485の1の一部、2505の1、2506の1から2506の3まで、2507の1、2507の3、2508の1、2508の3、2509の1、2509の3、2674の2、2674の4      |
| これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部 |         |   |

2 次の区域を小倉南区葛原本町一丁目に編入する。

小倉南区葛原本町一丁目2413の1及び2414の1に隣接する同区葛原五丁目の水路である市有地の一部

3 次の区域を小倉南区葛原元町三丁目に編入する。

| 区                               | 町      | 地番  |
|---------------------------------|--------|---|
| 小倉南区                            | 上葛原二丁目 | 2486の2、2486の3、2493の3から2493の5まで、2494の1から2494の3まで、2495の1から2495の4まで、2496の1から2496の4までの各一部 |
| これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、市有地の全部 |        |   |

#### 福岡県告示第2088号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福岡市長から福岡市の町の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成18年2月1日から効力を生ずるものとする。

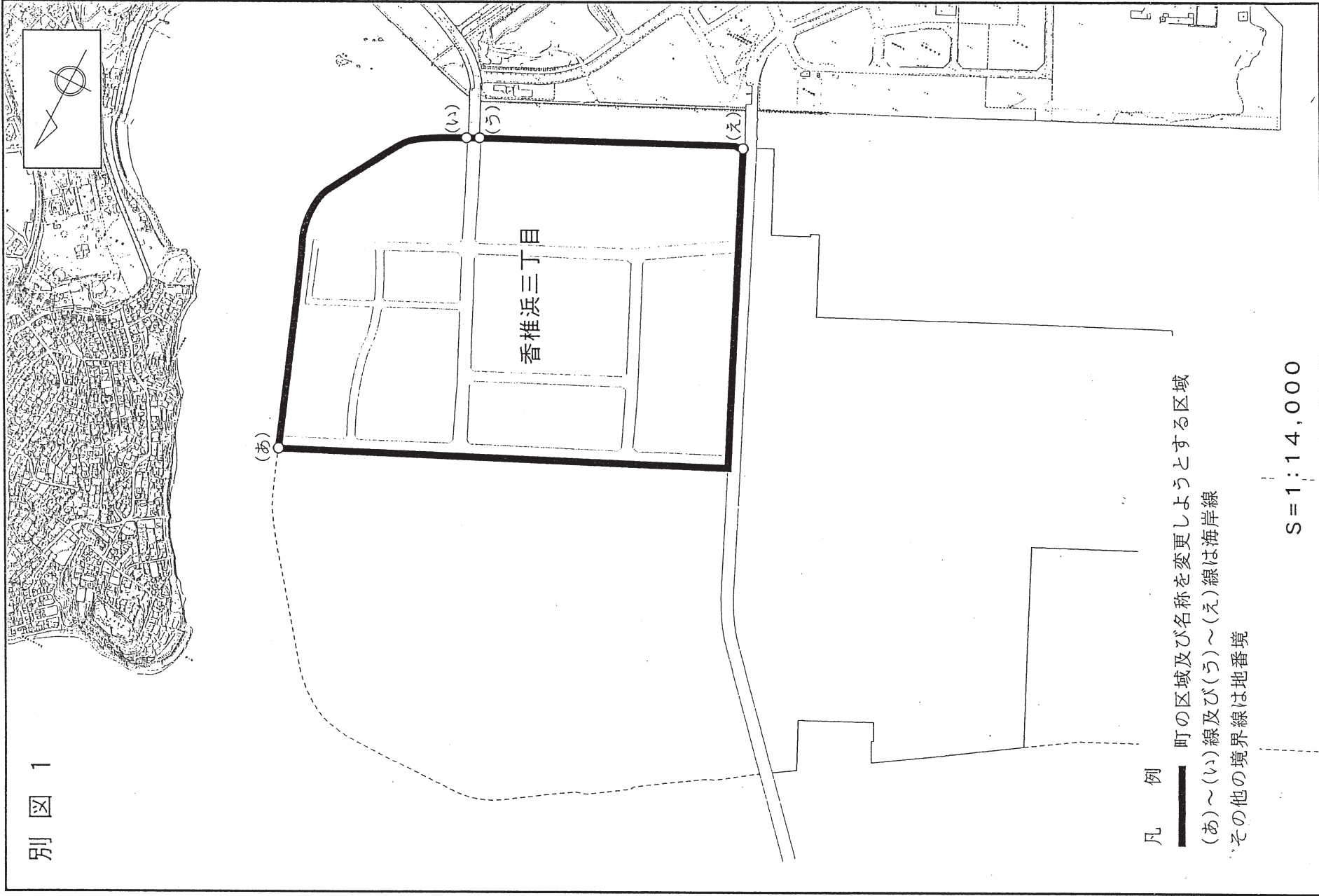
平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

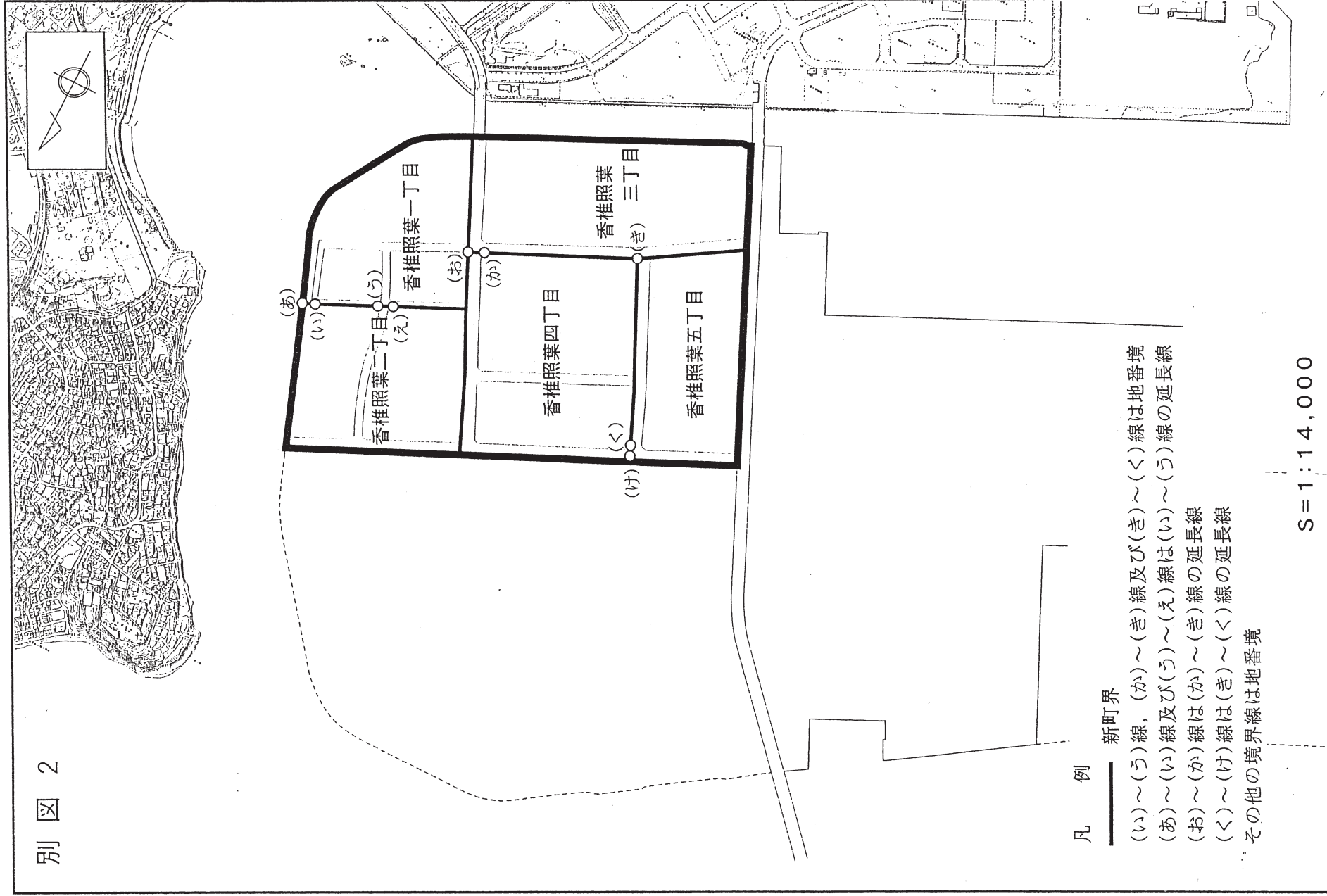
別図1の区域内の町の区域及び名称を別図2のように変更する。



別図1



別図2



凡例

— 新町界

(い)～(う)線, (か)～(き)線及び(き)～(く)線は地番境

(あ)～(い)線及び(う)～(え)線は(い)～(う)線の延長線

(お)～(か)線は(か)～(き)線の延長線

(く)～(け)線は(き)～(く)線の延長線

その他の境界線は地番境

S=1:14,000

福岡県告示第2089号

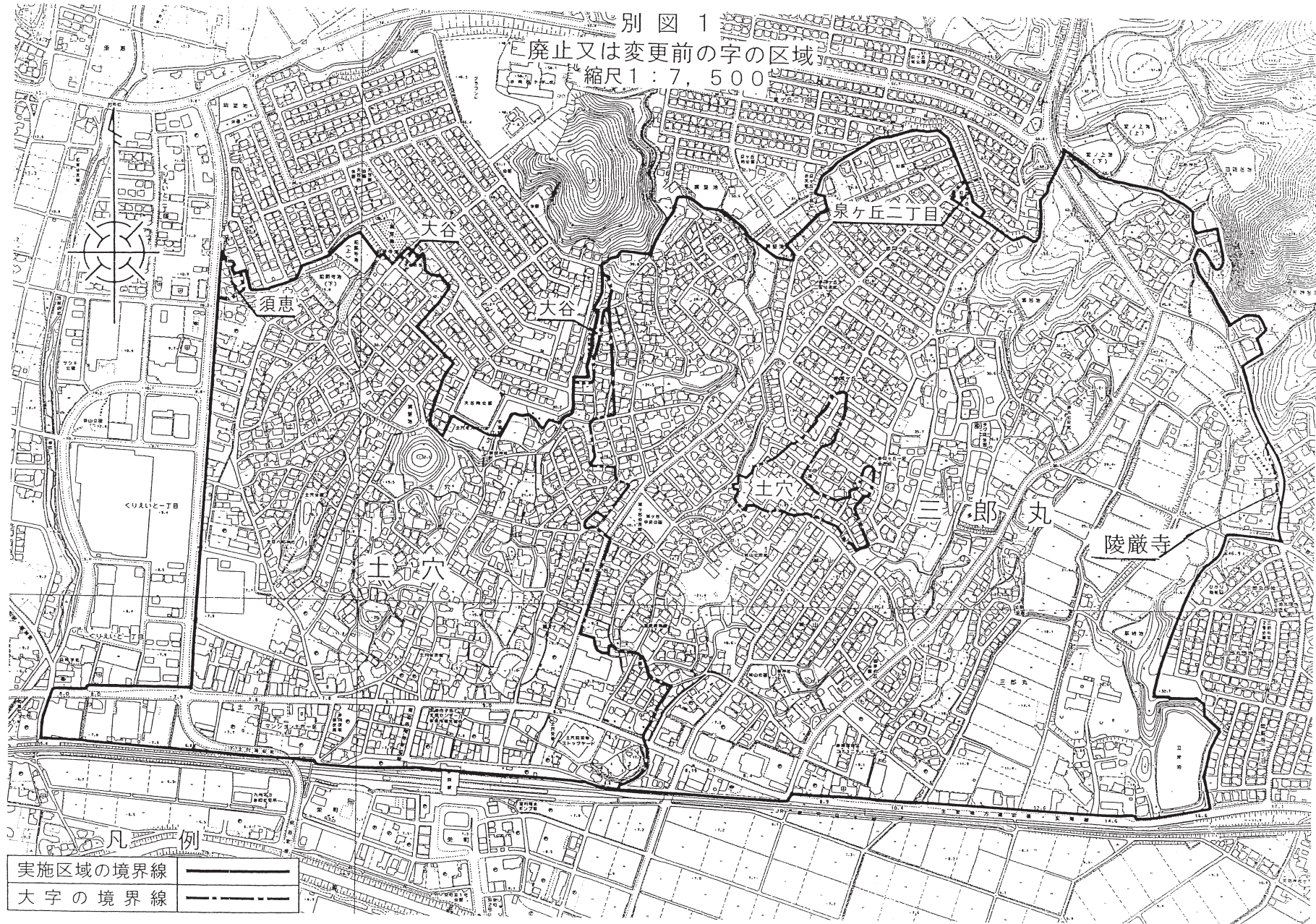
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宗像市長から宗像市の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成18年2月27日から効力を生ずるものとする。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

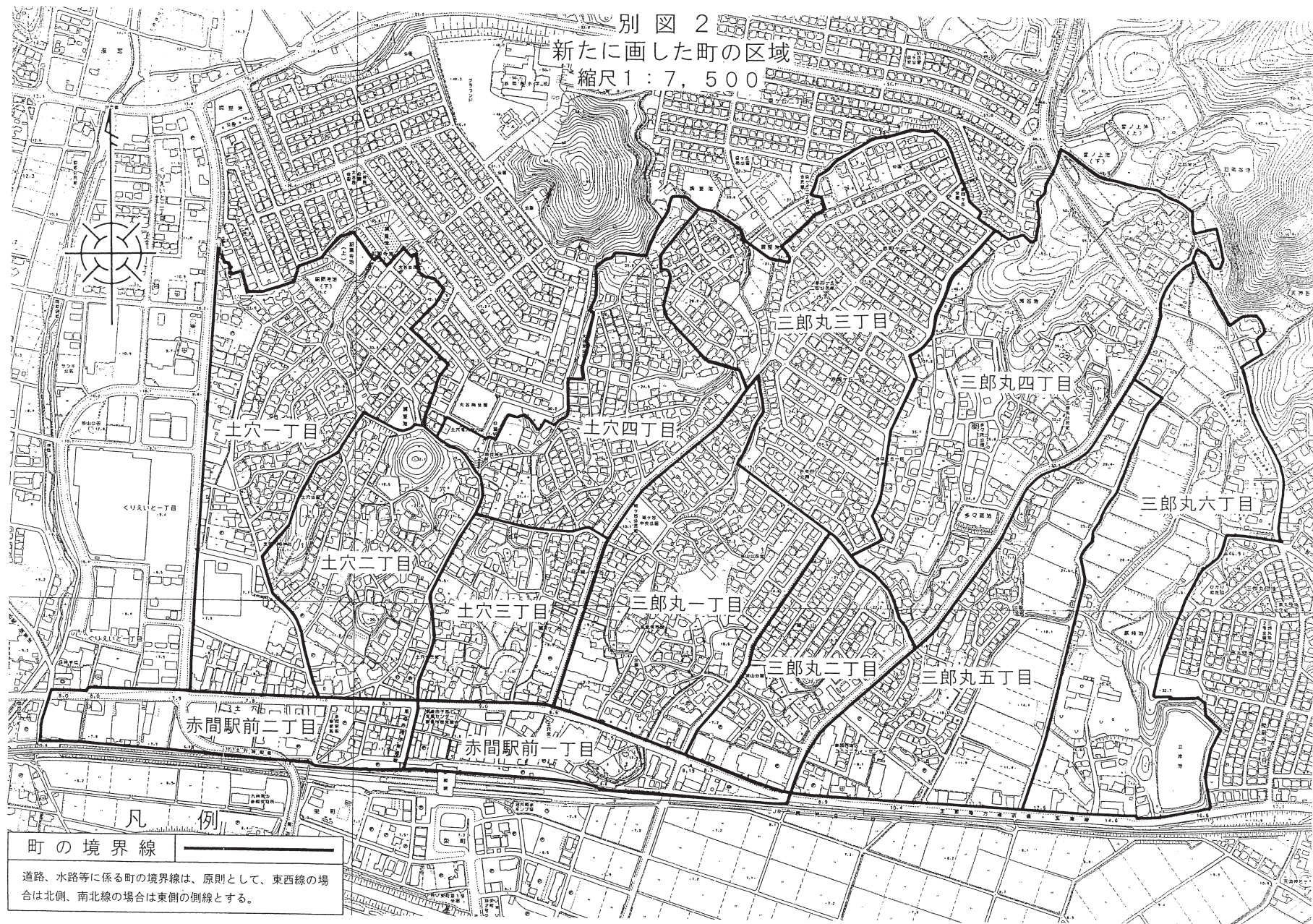
別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。



別図 2

新たに画した町の区域

縮尺1:7,500



福岡県告示第2090号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、筑紫野市長から筑紫野市の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

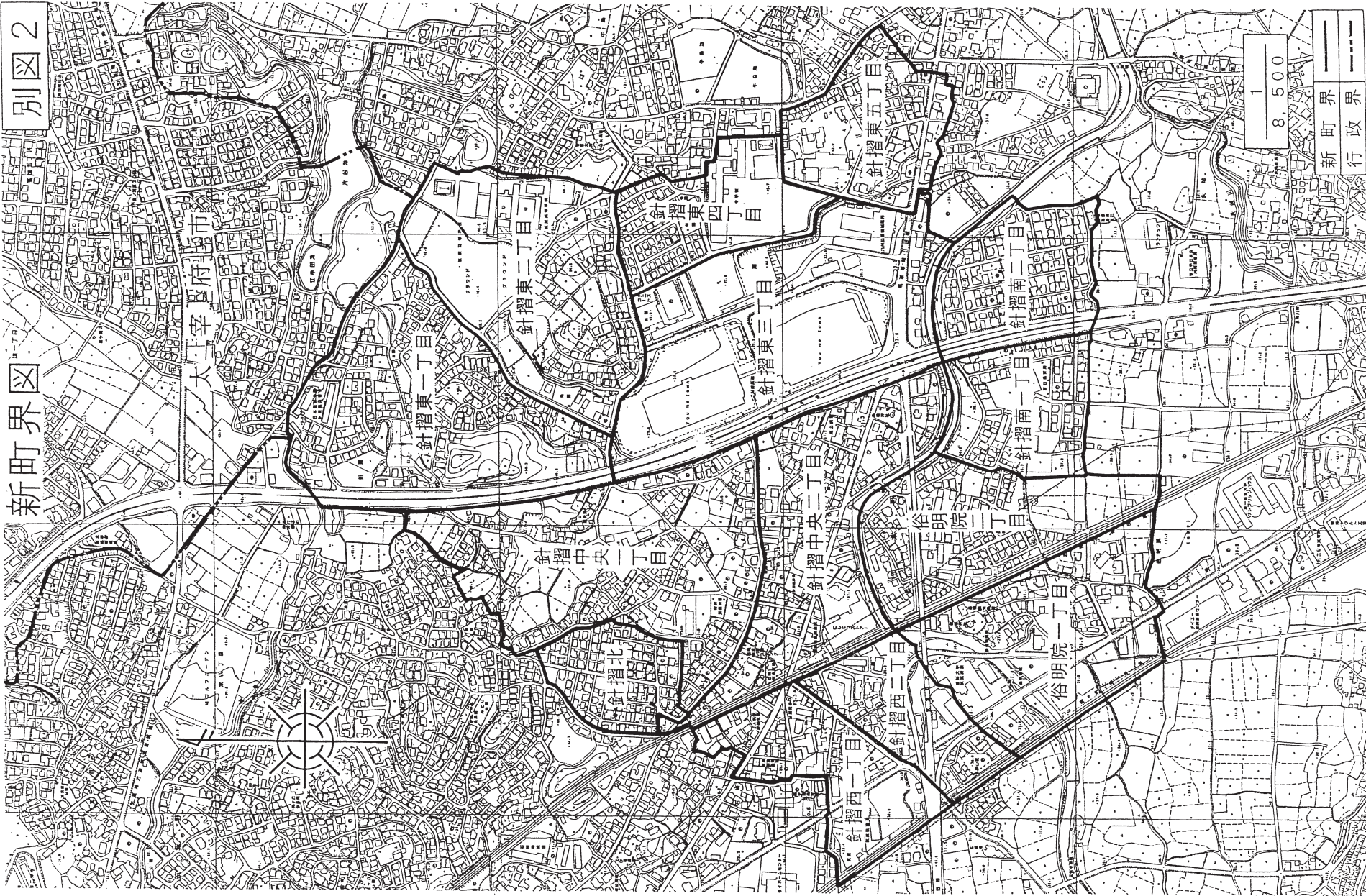
上記処分は、平成18年2月27日から効力を生ずるものとする。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。





新町界図

別図2



---

**福岡県告示第2091号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年5月28日福岡県告示第843号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第2092号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月20日農林水産省告示第980号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第2093号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月2日農林水産省告示第1569号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第2094号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年11月1日福岡県告示第1668号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第2095号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所  
田川郡添田町大字中元寺字杭ノ谷154の46、154の47、字田ノ本下ノ平778の174
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**福岡県告示第2096号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土地改良区名   | 事業名                | 認可年月日       |
|----------|--------------------|-------------|
| 前原市土地改良区 | 農道整備事業<br>(高祖地区)   | 平成17年10月17日 |
|          | 農道整備事業<br>(浦志・潤地区) |             |

|  |                  |  |
|--|------------------|--|
|  | 農道整備事業<br>(瀬戸地区) |  |
|  | 農道整備事業<br>(潤地区)  |  |

**福岡県告示第2097号**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

| 名称及び氏名                  | 主たる営業所の所在地                 | 登録番号及び登録年月日                        | 行政処分の日及び内容            | 適用条文                 |
|-------------------------|----------------------------|------------------------------------|-----------------------|----------------------|
| サンコーフェイ<br>ナンス<br>庵地 隆志 | 福岡市中央区天神<br>2丁目6番17号2<br>階 | 福岡県知事<br>(1) 第08013号<br>平成15年7月15日 | 平成17年10月17日<br>登録取消処分 | 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項 |

**福岡県告示第2098号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 指定する道路の部分                             | 指定する期日 |
|--------|-----|---------------------------------------|--------|
|        |     | 中間市垣生942番11先から<br>遠賀郡遠賀町大字広渡1383番2先まで |        |

|                           |   |            |
|---------------------------|---|------------|
| 北九州<br>直方<br>北九州線<br>自転車道 | 遠賀郡遠賀町島津3169番3先から<br>同郡芦屋町大字山鹿85番1先まで   | 平成17年11月2日 |
|                           | 遠賀郡芦屋町大字山鹿1579番9先から<br>同郡同町大字山鹿817番3先まで |            |

## 公 告

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第190回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 日時  
平成17年11月21日午後2時
- 2 会場  
福岡市博多区吉塚本町13-55  
博多サンヒルズホテル 瑞雲の間A
- 3 予定議案
  - (1) 飯塚都市計画下水道の決定（福岡県決定）について
  - (2) 直方都市計画、宮田都市計画及び小竹都市計画下水道の変更（福岡県決定）について
  - (3) 直方都市計画道路の変更（福岡県決定）について
  - (4) 福岡都市計画用途地域の変更（福岡県決定）について
  - (5) 福岡都市計画道路の変更（福岡県決定）について
  - (6) 須恵都市計画道路の変更（福岡県決定）について
  - (7) 荻田都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- 4 審議会の公開  
本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

### 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称  
福岡都市計画公園9・7・1号海の中道海浜公園
- 2 開催の日時及び場所
  - (1) 日時  
平成17年11月24日 午後7時から9時まで
  - (2) 場所  
福岡市東区役所201会議室（福岡市東区箱崎2丁目54番1号）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
  - (1) 都市計画の案の概要

| 名 称             | 位 置   | 面 積         |
|-----------------|---|-------------|
| 9・7・1号海の中道海浜公園  | 福岡市東区大字西戸崎字沖ノ山<br>久保<br>西戸崎<br>藤棚<br>シヲヤ<br>福岡市東区大字奈多 字小瀬拔<br>白浜<br>雁ノ巢<br>裏附<br>雁の巢一丁目<br>雁の巢二丁目 | 約539.4ヘクタール |
| 上記公園区域のうち立体的な範囲 | 福岡市東区大字西戸崎字西戸崎<br>シヲヤ<br>大字奈多 字小瀬拔<br>裏附<br>雁の巢二丁目  | 約0.1ヘクタール   |

(2) 閲覧

同案については、平成17年11月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部公園街路課及び福岡市都市整備局都市計画部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年11月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

福岡県警察放置車両確認事務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

福岡県中央警察署、博多警察署及び西警察署放置車両確認事務委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書による。

(3) 委託業務期間

平成18年6月1日（木）から平成20年9月30日（火）までの間

(4) 納入場所

福岡県中央警察署、博多警察署及び西警察署管轄区域内

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成17年11月17日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「13」（サービス業種、その他）に登録されている者で、等級「AA、A」に格付けされている者（中分類は問わない。）

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174

条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (5) 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成11年3月30日10管達第82号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (7) 入札参加資格確認時において、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90条）第3条の規定による改正後の道路交通法（以下「改正道路交通法」という。）第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証を有する者2名以上を雇用していること。
- (8) 改正道路交通法第51条の8第1項に基づく福岡県公安委員会の登録を受けていること（ただし、改正道路交通法第51条の9に基づく福岡県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。）。
- (9) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

4 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書（総合評価のための提案書に関する説明書を含む。）の交付

(1) 期間等

平成17年11月2日（水）から平成17年11月16日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 競争入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、下記期限までに入札説明書に定める競争入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付した上で、4の部局まで提出し競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出期限 平成17年11月17日（木） 午後5時15分  
期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
- (3) 競争入札参加資格の確認結果は、平成17年11月24日（木）までに通知する。

8 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日の前日までにおいて次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

- (1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、特別精算開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

9 入札説明会の開催（11に示す提案書関係を含む。）

(1) 日時

平成17年11月10日（木）午前10時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部別館 4階 402会議室

(3) 参加申込方法

平成17年11月8日（火）午後5時15分までに4の部局まで電話での申込み

10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

11 入札書、総合評価のための提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 提出期限

平成17年12月19日（月）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）行う。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部 1階 144会議室

(2) 日時

平成17年12月20日（火）午前10時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

13 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

見積金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定方法

(1) 入札者に、入札価格及び入札価格以外の業務の適性確保に関する基準（以下「総合評価落札基準」という。）についての提案書をもって申込みをさせ、次の要件を満たす者のうち、17に掲げる総合評価の方法によって得られた点数（以下「評価点」という。）の総合得点が最も高い者を落札者とする。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、予定価格以下で入札した者であること。

ただし、落札者となるべき者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れが著しく不適当と認められるときは、調査の上、その者を落札者としないことがある。

なお、調査にあたっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

- (2) 落札者となるべき評価点の総合得点が同点の者が2人以上あるときは、入札価格以外の評価点が高い者を落札者とするとし、入札価格及び入札価格以外の評価点が共に同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札事務に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 17 総合評価方式

総合評価落札基準に対する提案書の評価方法は次のとおりとする。

- (1) 評価の対象となる総合評価落札基準の設定は、別記落札者決定基準に示す当該委託業務の公正及び適確な遂行を確保するために必要な項目を大・中及び小分類に区分して設定する（以下「評価項目」という。）ことにより行い、詳細は入札説明書による。
- (2) 評価項目は、各項目ごとに具体的な評価内容を示すものとし、詳細は入札説明書による。各評価項目に対する評価点は、各項目ごとの評価点を加算して総合点を算出する。
- なお、落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象としない。
- (3) 価格及びその他の評価項目についての提案書の総合評価は、(2)により算出された総合得点により決定する。

#### 18 結果の公表

知事は、落札者決定の後、最高の得点で落札した者の評価点を公表することができるものとする。

#### 19 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (3) その他詳細は入札説明書による。

#### 別記 落札者決定基準

| 評価項目  |       |                           | 評価内容                                  | 配点 |    |    |
|-------|-------|---------------------------|---------------------------------------|----|----|----|
| 大分類   | 中分類   | 小分類                       |                                       |    |    |    |
| コスト   |       | 入札価格                      |                                       | 50 | 50 | 50 |
| 公平性   | 公平中立性 | 利害関係・公共性                  |                                       | 6  | 6  | 6  |
| 適正性   | 責任性   | 遂行体制                      | 業務の適確な遂行に必要な運営体制の整備                   | 5  | 17 | 33 |
|       |       | 指導・教育体制                   | 業務知識・遂行能力向上のための駐車監視員に対する指導体制や研修制度等の設置 | 5  |    |    |
|       |       | 業務監査                      | 自主検査体制の整備状況                           | 4  |    |    |
|       |       | 賞罰制度                      | 独自の報奨・ペナルティ制度                         | 3  |    |    |
|       | 信頼性   | 組織理念                      | 顧客志向や従業員重視といった価値観の具現化                 | 3  | 7  |    |
|       |       | 社会貢献                      | 事業者及び社員の社会貢献・地域貢献活動への取り組み             | 4  |    |    |
| リスク耐性 | 情報管理  | 巡回計画・報告等の機密情報漏えい防止体制の整備状況 | 4                                     | 9  |    |    |
|       |       | トラブル対応・苦情処理               | 現場トラブル・苦情処理への対応                       |    | 5  |    |
| 確実性   | 安定性   | 財務基盤                      | 財務面の状況                                | 4  | 7  | 11 |
|       |       | 組織基盤                      | 駐車監視員資格者数                             | 3  |    |    |
|       | 確実性   | 業務基盤                      | 類似業務分野における経験                          | 4  | 4  |    |
|       |       |                           |                                       | 50 | 50 | 50 |

#### 公告

福岡県警察放置車両確認事務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札に付しま

す。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

福岡県小倉北警察署放置車両確認事務委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書による。

(3) 委託業務期間

平成18年6月1日(木)から平成20年9月30日(火)までの間

(4) 納入場所

福岡県小倉北警察署管轄区域内

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年4月福岡県告示第719号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)掲載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成17年11月17日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「13」(サービス業種、その他)に登録されている者で、等級「AA、A」に格付けされている者(中分類は問わない。)

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(5) 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成11年3月30日10管達第82号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

(7) 入札参加資格確認時において、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90条)第3条の規定による改正後の道路交通法(以下「改正道路交通法」という。)第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証を有する者2名以上を雇用していること。

(8) 改正道路交通法第51条の8第1項に基づく福岡県公安委員会の登録を受けていること(ただし、改正道路交通法第51条の9に基づく福岡県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。)

(9) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

4 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書(総合評価のための提案書に関する説明書を含む。)の交付

(1) 期間等



平成17年11月2日（水）から平成17年11月16日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 競争入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、下記期限までに入札説明書に定める競争入札参加資格確認申請書に必要書類を添付した上で、4の部局まで提出し競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 提出期限 平成17年11月17日（木） 午後5時15分

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

(3) 競争入札参加資格の確認結果は、平成17年11月24日（木）までに通知する。

8 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日の前日までに於いて次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、特別精算開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

(2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

9 入札説明会の開催（11に示す提案書関係を含む。）

(1) 日時

平成17年11月10日（木）午前10時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部別館 4階 402会議室

(3) 参加申込方法

平成17年11月8日（火）午後5時15分までに4の部局まで電話での申込み

10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

11 入札書、総合評価のための提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 提出期限

平成17年12月19日（月）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）行う。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部 1階 144会議室

(2) 日時

平成17年12月20日（火）午前10時30分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

13 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）

）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

見積金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）

）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定方法

(1) 入札者に、入札価格及び入札価格以外の業務の適性確保に関する基準（以下「総合評価落札基準」という。）についての提案書をもって申込みをさせ、次の要件を満たす者のうち、17に掲げる総合評価の方法によって得られた点数（以下「評価点

」という。）の総合得点が最も高い者を落札者とする。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、予定価格以下で入札した者であること。

ただし、落札者となるべき者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当と認められるときは、調査の上、その者を落札者としなことがある。

なお、調査にあたっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(2) 落札者となるべき評価点の総合得点が同点の者が2者以上あるときは、入札価格以外の評価点が高い者を落札者とするとし、入札価格及び入札価格以外の評価点が共に同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札事務に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 総合評価方式

総合評価落札基準に対する提案書の評価方法は次のとおりとする。

(1) 評価の対象となる総合評価落札基準の設定は、別記落札者決定基準に示す当該委託業務の公正及び適確な遂行を確保するために必要な項目を大・中及び小分類に区分して設定する（以下「評価項目」という。）ことにより行い、詳細は入札説明書による。

(2) 評価項目は、各項目ごとに具体的な評価内容を示すものとし、詳細は入札説明書による。各評価項目に対する評価点は、各項目ごとの評価点を加算して総合点を算出する。

なお、落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象としない。

(3) 価格及びその他の評価項目についての提案書の総合評価は、(2)により算出された総合得点により決定する。

18 結果の公表

知事は、落札者決定の後、最高の得点で落札した者の評価点を公表することができるものとする。

## 19 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

## 別記 落札者決定基準

| 評価項目  |             |                           | 評価内容                                  | 配点 |    |    |
|-------|-------------|---------------------------|---------------------------------------|----|----|----|
| 大分類   | 中分類         | 小分類                       |                                       |    |    |    |
| コスト   |             | 入札価格                      |                                       | 50 | 50 | 50 |
| 公平性   | 公平中立性       | 利害関係・公共性                  |                                       | 6  | 6  | 6  |
| 適正性   | 責任性         | 遂行体制                      | 業務の適確な遂行に必要な運営体制の整備                   | 5  | 17 | 33 |
|       |             | 指導・教育体制                   | 業務知識・遂行能力向上のための駐車監視員に対する指導体制や研修制度等の設置 | 5  |    |    |
|       |             | 業務監査                      | 自主検査体制の整備状況                           | 4  |    |    |
|       |             | 賞罰制度                      | 独自の報奨・ペナルティ制度                         | 3  |    |    |
|       | 信頼性         | 組織理念                      | 顧客志向や従業員重視といった価値観の具現化                 | 3  | 7  |    |
|       |             | 社会貢献                      | 事業者及び社員の社会貢献・地域貢献活動への取組み              | 4  |    |    |
| リスク耐性 | 情報管理性       | 巡回計画・報告等の機密情報漏えい防止体制の整備状況 | 4                                     | 9  |    |    |
|       | トラブル対応・苦情処理 | 現場トラブル・苦情処理への対応           | 5                                     |    |    |    |
| 確実性   | 安定性         | 財務基盤                      | 財務面の状況                                | 4  | 7  | 11 |
|       |             | 組織基盤                      | 駐車監視員資格者数                             | 3  |    |    |
|       | 確実性         | 業務基盤                      | 類似業務分野における経験                          | 4  | 4  |    |
|       |             |                           |                                       | 50 | 50 | 50 |

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成17年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 契約に係る物品の名称及び数量  
新車載系無線機（APR形車載用無線機（APR-ML1）） 96個
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日  
平成17年9月27日
- 契約の相手方の氏名及び住所
  - 氏名  
三菱電機株式会社九州支社
  - 住所  
福岡市中央区天神2丁目12番1号（天神ビル）
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
35,169,120円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約を行った理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。

正 誤

| 発行年月日    | 公報番号 | 種 類 | 同左番号 | ページ | 欄 |   | 行  | 備 考 | 正                            | 誤                            |
|----------|------|-----|------|-----|---|---|----|-----|------------------------------|------------------------------|
|          |      |     |      |     | 上 | 下 |    |     |                              |                              |
| 17・10・7  | 2446 | 告示  | 1906 | 10  |   | ○ | 2  |     | 筑紫野市武蔵 <sup>○</sup> 3丁目11番3号 | 筑紫野市武蔵 <sup>●</sup> 3丁目11番3号 |
| 17・10・21 | 2451 | 告示  | 1997 | 5   |   | ○ | 表中 |     | 干蚕蛹粉末 <sup>○</sup>           | 天蚕蛹粉末 <sup>●</sup>           |
|          |      |     |      |     |   |   |    |     | 干蚕蛹粉末2号 <sup>○</sup>         | 天蚕蛹粉末2号 <sup>●</sup>         |